

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料（両給付を併せ、以下「遺族補償給付等」という。）の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、A会社B支店C営業所に雇用され、同年〇月〇日からは、D所在の同営業所E出張所（以下「事業場」という。）において、主として道路工事の安全管理を含む施工管理の補助業務に従事していたが、平成〇年〇月〇日、F市内において自死した。
- 2 請求人が遺族補償給付等を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡を業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を〇円として、遺族補償給付等を支給する旨の処分をした（以下「本件第1処分」という。）。請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）への審査請求を経て、当審査会に再審査請求を行ったところ、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けで、本件第1処分を取り消した（平成28年労第81号事件）。

監督署長は、当審査会の裁決を受けて、平成〇年〇月〇日付けで給付基礎日額を〇円へ変更決定する処分をした（以下「本件第2処分」という。）。請求人が本件第2処分に係る給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、同年〇月〇日付けで、本件第2処分を取り消す旨の決定をした。

- 3 本件は、監督署長が、審査官による本件第2処分の取消決定を受けて、給付基礎日額を〇円と算定して、遺族補償給付等を支給する旨の変更決定処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が、当該給付基礎日額を不服として、本件処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、審査官に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

### 第4 争点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算出した〇円を超えるか。

### 第5 審査資料

(略)

### 第6 理由

- 1 当審査会的事实認定

(略)

- 2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者の始業時刻について、業務実態を考慮して、〇時〇分からの朝礼に間に合うよう、少なくとも〇時〇分には業務を開始していたと認定すべきであると主張する。

当審査会においては、請求人の主張を受けて、改めて、現場事務所及び工事現場における業務開始前の状況に係る事業場関係者の申述を精査したが、決定書理由に説示するとおり、朝礼開始前の時間帯に被災者が業務の打合せや準備行為をしていたと推認し得る具体的な申述や客観的な事情を確認することはできず、また、工事現場までの10分程度の歩行時間をもって業務に係る準備行為等とみなすこともできないことから、請求人の主張を採用することはできない。

- (2) また、請求人は、被災者の終業時刻について、被災者の出勤表は労働実態と乖離しており、少なくとも終業時刻を〇時と推定して労働時間を計算すべきと主張するところ、当審査会においては、終業時刻についても上記(1)と同様に精査したが、決定書理由に説示するとおり、終業時刻を少なくとも〇時と推認し得る具体的な申述や客観的な事情を確認することはできず、請求人の主張

を採用することはできない。

- (3) なお、請求人は、工事現場の業務終了時刻は〇時で、その後現場事務所に戻って業務を行っていたのだから、終業時刻が〇時ちょうどはあり得ないと主張するが、Gは、被災者の労働実態について、仕事が早く終われば〇時、〇時で帰ることもあった旨述べており、給付基礎日額の算定期間（平成〇年〇月から同年〇月まで）における被災者の出勤状況をみると、被災者の終業時刻を定時の〇時とした日は同期間の全労働日の2割弱にすぎず、その中には、定時前に帰る日でも被災者が〇時と出勤表に自己申告したが含まれている可能性もあると推認される。

よって、監督署長が請求人の出勤表に基づき、パソコンのログ時刻から終業時刻を推認できる場合を除き、被災者の出勤表の終業時刻が〇時と記載されているものについては、そのとおりに認定したことは合理性があるものと判断する。

- (4) そうすると、本件処分に係る給付基礎日額について、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり判断するものであり、請求人の主張を採用することはできない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。